

道路運送法第 9 条第 4 項及び
同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

1. 協議が調っている路線又は営業区域

（系統新設に係る路線）

0 1 系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（2. 9 k m）

0 2 系統 善行駅東口～立石公園～善行駅東口（3. 4 k m）

（別紙 1 路線・系統図のとおり）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

（新設）

0 1 系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口（2. 9 k m）

0 2 系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口（3. 4 k m）

（別紙 1 路線・系統図のとおり）

3. 運行系統毎の運行回数

0 1 系統 午前 9 時～午後 5 時、1 2 回

0 2 系統 午前 9 時～午後 5 時、1 2 回

4. 車両概要

・乗車定員 1 0 人又は 5 人

・使用車両数 1 2 両（運行事業者毎）

・予備車 使用車両に含む

（別紙 2 車両概要のとおり）

5. 運行の態様について

道路運送法第 21 条による乗合運送許可（路線定期運行型）

6. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人（中学生以上） : 2 5 0 円

小人（未就学児除く中学生未満） : 1 3 0 円

幼児（未就学児） : 大人 1 人につき 2 名まで無料

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

平成27年2月1日から1年以内

(2) その他条件

- ・フジ交通株式会社、株式会社 湘南相中の2社での共同運行を行う。
- ・乗りこぼし対策として、乗車定員に達した場合でも運行を継続し、停留所毎の乗車待ち人数を把握したうえで、続行便の無線手配や、10人乗り車両の用等を行う。
- ・運行を行う交通事業者及び藤沢市は、関係する地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。

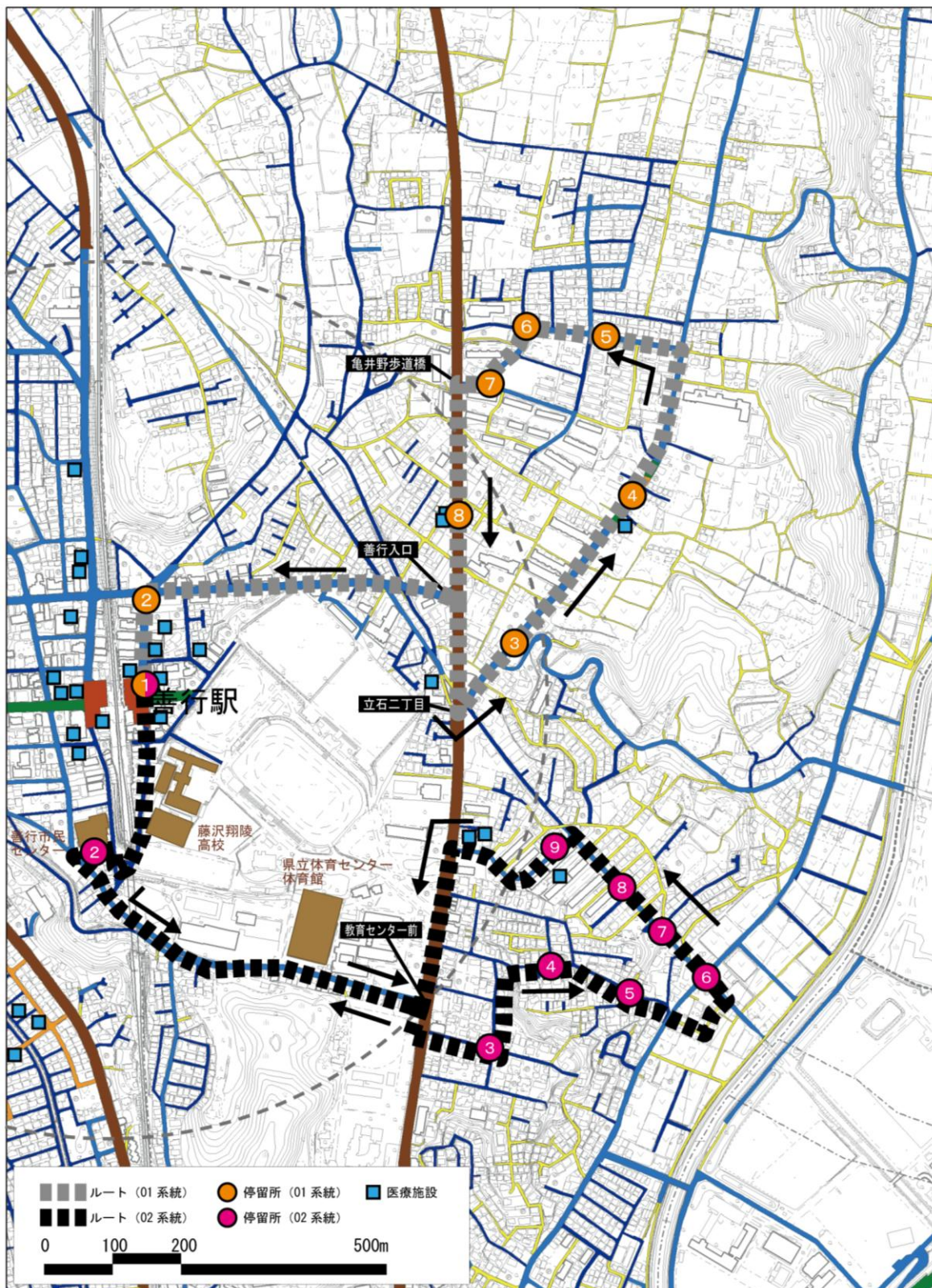
平成26年(2014年)10月17日

藤沢市地域公共交通会議

会 長 岡村 敏之

路線・系統図

運行ルートおよび停留所



使用車両概要

事業者 1

1 所有者：フジ交通株式会社

2 車両使用台数根拠

1 週間毎の共同運行の為、各社毎に下記の使用台数が必要となります。

時間帯別の利用者数アンケート結果を踏まえ、時間帯別の利用意向人数から1便当たりの乗車定員を4人として必要車両台数を算出しております。

このうち利用者数が、最大の9時台 19人を考慮した場合、2ルートで6台の車両が必要となります。

利用時間が不明な方24名が9時に集中した場合を想定すると、9時は6台+6台=12台必要となります。

9時台は、タクシー利用も多い時間帯となるため、最も利用者が多いと予想される時間の9時の12台を必要車両台数とします。

3 使用車両（フジ交通株式会社）

乗車定員 5人×11両

乗車定員10人×1両

事業者 2

1 所有者：株式会社湘南相中

2 車両使用台数根拠

1 週間毎の共同運行の為、各社毎に下記の使用台数が必要となります。

時間帯別の利用者数アンケート結果を踏まえ、時間帯別の利用意向人数から1便当たりの乗車定員を4人として必要車両台数を算出しております。

このうち利用者数が、最大の9時台 19人を考慮した場合、2ルートで6台の車両が必要となります。

利用時間が不明な方24名が9時に集中した場合を想定すると、9時は6台+6台=12台必要となります。

9時台は、タクシー利用も多い時間帯となるため、最も利用者が多いと予想される時間の9時の12台を必要車両台数とします。

3 使用車両（株式会社湘南相中）

乗車定員 5人×12両